

第3回 伊賀市子ども・子育て会議議事概要

会議名：令和元年度第3回伊賀市子ども・子育て会議

日時：令和元年10月11日（金）午後2時30分～3時45分

場所：伊賀市役所本庁2階 202・203 会議室

出席者：界外委員、松本委員、福永(悦)委員、北森委員、徳地委員、小原委員、佐治委員、
山本委員、西住委員、森田委員、福永(富)委員、須永委員

傍聴者：なし

（開会）

ただいまから令和元年の第3回伊賀市子ども・子育て会議を開会いたします。

本日は前回会議から引き続き第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について、委員の皆様にご協議、ご確認いただくことを議事として本年度3回目の会議として開催させていただきました。

初めに定員数の確認をします。本日の会議、全委員18名のうち12名の委員がご出席いただき、伊賀市子ども・子育て会議条例第6条の第2項に定める出席者が委員の半数を超えていますので、会議は成立していることをご報告申し上げます。また、この委員会は伊賀市情報公開条例第24条に基づき会議の公開を行うことと、審議会等の会議の公開に関する要綱第8条に基づく議事概要、会議記録作成のため録音させていただきますのでご了承ください。会議に先立ちまして田中健康福祉部長からご挨拶させていただきます。

（健康福祉部長挨拶）

それでは、議事に入ります前に、本日の資料の確認をお願いします。

（資料確認）

議事進行につきましては須永委員長をお願いします。須永委員長、よろしくをお願いします。

委員長：今、資料の説明がありましたが、それに沿って今日は検討していくと思っています。中間案の第3章と第4章が本日の検討課題になります。それでは事務局から説明をいただけますか。

（事務局説明：資料1第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画（中間案）第3章基本目標1について）

委員長：それでは地域における子育て支援事業の充実から見ていきたいと思います。現状と課題はここに示されているとおりで、保育サービスの充実については具体的な内容が49ページまで書かれています。この項目で何かご質問はありますか。

委員：休日保育事業について、現在、大山田保育園では土曜日の午前中に保育していただいています。

すが、ここに書いてある日曜日、祝祭日の保育を実施するとなれば、保育士さんの不足の解消も大変厳しくなるのではないかと思います。その辺のことを計画が実現できるように十分に検討してほしいと思います。

事務局：今、日曜日の休日保育は、社会事業協会の曙保育園に実施していただいておりますが、市（公）立保育園での実施はありません。土曜日も公立保育園は半日保育で、私立保育園では1日保育していただいているというような状況です。全部の保育所で休日保育を実施するとなると、委員がおっしゃっていただくように保育士の確保がとても重要なこととなりますので、これらのことを合わせてなるべくサービスを充実していくように対応したいと考えています。

委員長：それでは、次の1-2児童の放課後の過ごし方への支援ということで、学童保育の内容についてはどうですか。放課後児童クラブと放課後子ども教室は同じようですが管轄が違うため2つ存在しています。ここが、わかりづらいかもしれません。放課後児童クラブは厚生労働省、放課後子ども教室は文部科学省の管轄になります。

次の1-3地域における多様な子育て支援の充実として、さまざまな子育て支援サービスが伊賀市では行われておりますが、このことについてはいかがでしょうか。

これは、他市であったことですが、ファミリー・サポート・センター事業で賛助会員さんの年齢が高くなり、預ける側と預かる側の数のバランスが最近難しくなっているということも出てきているのですが、伊賀市の現状はどうでしょうか。

事務局：伊賀市の場合についても、提供会員さんが依頼会員さんに比べて少ないという現状もあります。ただ、年齢的なことで申しますと若い方も新たに会員になっていただく方、提供会員・依頼会員共に若い方々が、自分が子育てする中でそういったことに興味がある、自分の子育てをする中で人の子どもも預かるという方もおられ、高齢化している現状にはないと思っています。

委員長：やはりバランス取れてないと、この事業は難しいですね。

事務局：マッチングの難しさはあります。

委員長：そうですね。それでは、次の1-4子育て家庭の経済的軽減について、これはもうご存じのように、今月から幼児教育の無償化が始まり、いろいろなことが少しずつ明らかになってきていますが、これまでとは少し違う動向が見られてきていると聞いています。どこまでが無償なのかは、この事業内容の中に書いてあります。次のページまで医療費のこともありますが、合わせて基本目標の1のところについてご意見等はよろしいですか。

それでは、次の基本目標2の説明をお願いします。

（事務局説明：資料1第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画（中間案）第3章基本目標2について）

委員長：それでは、56 ページからの 2-1 では母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進について、②では、からだそだて・食育の問題について記述されています。

2-2 の小児救急医療体制の充実では、お子さんをお持ちの方は子どもの病気や何かのときは心配だということでこのような体制づくりになります。

61 ページ 2-3 子育て相談では支援体制の充実について、多くの方たちが抱えている悩みを早く解消することを目的としたそれぞれの対応がここに書かれていますが、今、子どもに関わる機関での子育て相談がいろんなところで行われていますので、何かあった場合には身近なところで相談されるといいと思います。

62 ページの生活指導推進事業では、学校の中でも子どもたちの状況を踏まえた相談体制が取り組まれているとなっていますが、子どもたちがいじめに悩んでいる状況を踏まえ、このような改正があるということです。なかなかいじめの問題がなくなるというのはなぜなのか、少し分かりかねますが、何かあった時に、子どもたちが気軽にちゃんと相談できるような体制でいてほしいと思います。誰にも相談ができず事件が起きてしまうということもあると思いますので、そのあたりの配慮が必要だと思います。今、養護教員がそういう役割を果たしているのは、学校の先生でありながら、学校の先生でない感覚を生徒が持っていて身近に感じるということでしょうか。そういった意味では非常に重要な役割を果たしていると思います。

63 ページ 2-4 の家庭や地域の教育力の向上は、なかなかこれも難しい問題だろうと思います。伊賀市の場合は施設を開放したり講座を開いたり子ども会の活動を育成していくいろいろな取り組みをしながら家庭や地域のそれぞれの持っている教育力とか養育力を高めていこうと計画をされていると思います。今、子ども会を継続することが難しいという現状がありますので、できれば新たなネットワークをつくる必要があるのかもしれないです。昔のように、そこで生まれ育った方たちよりも、いろんな方たちがその地域に入り、新しい地域性というものもあると思いますので、それをコーディネートすることも大事だと思います。家庭が地域の中で孤立しないということが一番大事なことで、連絡を取り合いながら子育てを図っていくことだと思います。

また、虐待の問題もあるのかなと思っていて、次の項目に出ていますのであえて触れませんが、いろいろニュースになっているように少しも虐待が減らない。非常に巧妙になってきていて、今までのように簡単に済まないケースが多いというのは非常に悲しいことだと思います。全く無抵抗の子どもにああいうひどいことをする大人がいるという事実です。これを地域でちゃんと見ていくことが必要だし、子どもを育てていく認識を高めていくことも非常に重要ではないかと思います。ここの項目の中には入っていませんが全く関係ないわけではなく、できれば相互的な取り組みの中で考えられるといいなと思います。とにかく虐待に関しては絶対に許せないということと、無くすということを社会全体が目指していかないといけないと思います。それに少しでも関わっていけるといいなと思います。

65 ページ、保護者の学びへの支援でも、虐待防止のための情報を流すとか、親御さんたちに認識を深めてもらい、例えば家庭では「しつけ」という言葉のもと虐待に陥っているケースというのは多いですが、法律が変わって暴力によるしつけが虐待になるということも含めて認識を新たにしていかなければいけない状況にあります。保護者の学びの中で、こういうことは虐待になる、し

つけと虐待の違いを明確に認識してもらう学びの場も、予防ということから必要だと考えます。
ここまでよろしいでしょうか。特にご意見等ございませんか。
特に無いようでしたら基本目標3の説明をお願いします。

(事務局説明：資料1第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画(中間案)第3章基本目標3について説明)

委員長：66ページから80ページまで、基本目標3の子どもの健全育成を推進するための体制づくりということで、虐待も含めて要支援児童に対しての対応や家庭に対しての支援事業が具体的に挙げられています。

まず、3-1子どもの人権擁護の推進ということで関連の機関が協力して対応していくことが載っております。それ以外にも女性の相談事業として女性が抱えるさまざまな悩みについても応えていくといったようなこともあります。

里親制度に関しても載っていますが何か資料はありませんか。

事務局：里親制度のチラシがあるので配布させていただきます。

委員長：里親制度については、施設へ行くお子さんについて、家庭的な養育を受けたいという場合があるが、日本は血の繋がりを大事にするせいかなかなか里親制度が広がらないのです。

そのため、理解を深めるための対策としてシンポジウムが大々的にあるらしく、ぜひそういうことにも関心を持ってほしいと思います。

次に3-2では要支援児童に対するきめ細かな取り組みをしますということです。発達障がいなど養育支援が必要なお子さんに対しての取り組みや、②ではひとり親家庭への自立支援として特に女性のひとり親家庭が経済的に苦しいというような統計があります。また、男性の場合は、経済的にはある程度の余裕はあるが、家庭での教育が不足するようなことがあったり、ひとり親家庭でも父親か母親であるかによって、ニーズが違うことも考えられます。また、ひとり親家庭は今非常に多くなっていて、そのことにより子どもたちが就学困難になるといった問題なども起きていますので、それを支援しようと考えられています。

それから、71ページ③の外国につながる子どもと家庭の支援では、伊賀市は外国から来られてこちらで生活している方がすごく多いということもあり、その方たちに対していろいろ支援していくとされております。

特に学習支援というのは大事で、子どもさんで日本語が十分できなくて学校に行くのがつまらなくなるという心配がありますので支援が必要かと思います。

3-3では子育て交流の推進としてネットワークづくりをしていこうということです。場所を提供したり相談に応じたりという支援が端的ですけども、最終的にはそこに集まった保護者の方が、自分たちでサークルをつくりお互いに支え合っていくのがめざす形の一つでもあります。ですから、ネットワークづくりを積極的に推進できるようにしていくことは大事だと思います。

地域ではいろいろなところから集まって生活している方たちが多いので、なかなか横の繋がり

ができづらく、そういったところをコーディネートする必要があると思います。特に児童館がその主流になってくるかもしれません。

それから3-4では子どもが健やかに成長する環境づくりということで、子どもは環境に非常に影響されますので、望ましい環境に子どもたちを置いてあげるといことです。ここもよろしいでしょうか。

次に75ページの子どもの活動支援として、子どもたち自身が中心になって行う様々な活動を支援するといったことが挙げられています。地域の交流やジュニアリーダーの育成など活動の場をつくるとか、地域のお祭りに参加するとか、健全育成の中では非常に重要な役割を持っているわけです。ただ、今はなかなか、この地域づくり、子どもが主体になって活動するのが難しい時代だと聞きます。大人が多くなってしまい、そういう話も聞くと、子どもたちは一体どこへ行ったのだろうかと思います。

僕が受け持っているゼミの学生が、子どもの居場所をいろいろ調査し卒業論文としてまとめていて子どもたちの昼間の居場所を聞いたところ、今の子どもたちは公園などではなく大きなスーパーの中に食事もできるところもある総合商業施設に集まっていると聞きました。そこでゲームをしたり何か簡単なものを食べたりしているというデータが出ているので、昔と随分変わったなと思いました。少しずつ居場所が変わってきている。公共性のある取り組みとして児童館とか学童クラブなどの指導員がいるようなところでの取り組みは活発に行われているのでしょうか。担当の方はいますか。せっかく、このような事業があるのに、参加が少ないというのは他市で聞いたので、変わってきているのかな。

事務局：この場には事業担当課は来ておりませんが、伊賀市はかなり面積が広く合併前の市町村単位の各公民館で活動はしているのですが、事業に参加される子どもが減ってきているとは聞いています。子どもの数自体が減っているのもあり、地域でも参加する子どもさんが少なくなってきたというのも一つ、大きな原因ではあります。

委員長：わかりました。

次に3-5の、子どもをとりまく貧困対策の推進について、これは伊賀市で実施したアンケートにおいて、子どもの貧困についての調査をしたということで他の市には無い内容です。

これは非常に深刻な問題で、日本で貧困というところとあり得ないのではないかとと思われる方がいますが昔の貧困とは質的に違っており、食事が摂れないとか安定した生活が送れないとか、さまざまな理由によって多くの問題が出てきています。市で独自にアンケートの中に貧困についての項目を入れてくれたことは大変ありがたかったです。現状を知る一つの指針になりますから、ぜひ、この貧困対策事業も、これに沿って進めていただきたいと思います。何かご質問はありますか。

委員：資料の中で、78ページの中の一つ上の部分にある地域食堂の設置支援で、医療福祉政策課を担当課として挙げていただいている中で、実は私も伊賀市社会福祉協議会の事業として今年初めて地域食堂の支援をやってみようとして講座を実施しました。ご参加いただいた方で興味、関心のあり実際やってみようと思っていただいた方の何らかの活動に繋がれば、また、そのお気持ちを

活かして社協で何かお手伝いできたらということで、今後に繋がればと考えています

地域食堂の設置に対する支援について、対象とされるのは、地域の区や自治協などの地域向けなのか、私たち社会福祉業議会といったところに対してなのか、具体的なことまではまだ決まっていないのか、お答えしていただける範囲で構いませんので教えてください。

事務局：地域食堂の支援については、社協さんで、地域の方向けの勉強会をしていただいでかなりの方にご参加いただいたと聞いています。市としましては地域食堂を直接行うことが難しい面もありますので、できれば地域の方々が食堂や子どもたちの居場所を設置するにあたって行政として支援していけたらとは考えております。

また、子ども食堂だけでは、難しい部分があるので、地域食堂という形で、ある自治協さんからお話もありまして、1回研究してみたい、取り組んでみようかなという声もいただいでおりますので、また、社協さんにもいろいろ教えてもらいながら、支援していきたいと思ひます。

委員：ありがとうございます。

委員長：保護者に対しての就労の支援ということで、特にひとり親家庭の方たちも含めていろいろ職業訓練も含めて支えていきますということになると思ひます。

また、79、80ページの最後の箇所ですが、経済的支援ということで子育て家庭への経済的支援の軽減として各手当などを挙げているということで、今までも事業はありましたが、それをさらに枠組みに入れる内容になっていると思ひています。

あと、子育て支援として何を望んでいるのかということ、アンケートでは経済的支援が一番多いです。そういった意味では、今回の幼児教育の無償化というのは解決策になるかなというふうに思ひます。特にお子さんの年齢が低いとき、0、1、2歳となると、いろいろ費用がかかるらしいです。そういったところも含めて、適切に支援ができると子育てがしやすくなるのではないかと考えられています。ここまでで、質問等がござひますか。

ひととおり確認いただくと、子育て支援も含めてさまざまな形で市の事業がいろいろあるのだということが分かっていただけるかと思ひます。これがホームページなどで市民の方たちに知ってもらえと、もっと利用していただけて良くなっていくと思ひます。

市のほうも一生懸命いろいろやってくれているのですが、なかなか周知されてないところがあり、もっともっと、そのことを市民の方たちに知ってもらえればと思ひています。

それでは、基本目標4の説明をお願いします。

(事務局説明：第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画(中間案)第3章基本目標4について)

委員長：81ページ、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉も広がってきていて、仕事と家庭あるいは子育ての両立支援についてです。これにはやはり企業や社会の関わりの中で女性も男性も仕事を持ちながら子育てをすることが必要で、女性あるいは男性ばかりにこれを押しつけるのではなく、それぞれが理解をして関わっていくことが求められていると思ひます。

82 ページの子育てしやすい就労環境の整備の中では労働時間の短縮も言われていますが、育児休暇制度などまだまだ十分ではない感じはします。特に男性が育休を取るとなると、かなり至難の技というようにも言われていますし、労働時間もなかなか守られない。ほとんど定時に終わらないことが多いですね。中には自由裁量性といい就業時間を9時から5時までと決めないことでかえって長時間労働に繋がったりしていることもあると思います。今はPC やスマホを持っていると四六時中連絡が取れるので仕事に追われ全然休まらない。職種にもよるのですが、それが子どもたちに影響するのではないかと思います。これはちゃんと努力をしていかなければ良くならないだろうと思います。他に何かご意見ございますか。

委員：男女共同参画の情報誌「きらきら」が回覧板で回ってきますが、回覧板を読むのは女の人だけで男の人がいない時間に次の家に回しちゃうので、男の人が読むことはないかなと思うのと、「きらきら」という名前も男の人は興味を示さないのかなと思うので、男の人にも手に取りやすいような情報誌になったらいいかなと思います。主人が回覧板を読んでいることはほとんどないので。

委員長：お家でそういうことをお話にはならないのですか。

委員：なかなか家では話をしていません。

委員長：何とか工夫をして目にとまるようにするといいかもしれないですね。事前のアンケートの項目で、病気などで緊急に子どもを見てもらう人がいなかったら誰が面倒をみるのかとあり、女性が仕事を休んで子どもの世話をするという回答が多かった。どこの市町でもこのような回答が多い。結局、子育ては女性の大きな役割になっている結果となりました。だから、子育ては両方が協力し合ってとよく言われるが、どの様にしていくかも考える必要があるだろうなと思います。

委員：81 ページにワーク・ライフ・バランスについての啓発を実施しますと、商工労働課の事業がありますが、子育てを圧迫しているような実態があるということで、実態を商工労働課にお伝えいただいているのか、ネットワークというか、具体的な連携の場があるとなお一層良いのではないかと思います。

事務局：商工労働課を中心として、ワーク・ライフ・バランスだけでなく男女共同参画も含めた内容をお伝えする企業訪問を毎年行っています。その中では、各企業を訪問する中で人権や働き方、男女共同参画のことについて、行政だけで取り組むのではなく企業における取り組みもお願いするといった啓発を実施しています。

委員：ありがとうございます。地域食堂のことについて、私の住んでいる地域では食事に困っているという実態はそうは多くはないのですが、まちづくり協議会で11月にそういったことに取り組んでみようという動きがありまして、情報提供していただき連携できればありがたいのかなというふうに感じましたので。

委員長：そのとおりですね。その辺はどうでしょうか。

事務局：子どものことだけではないのですが、福祉全体としまして各自治協単位で行っていただいている地域福祉ネットワーク会議へ市も一緒させていただいていますので、その中で情報をご提供いただき、必要であれば連携させていただくということも行っていきたいと思います。

委員長：本当にそのとおりですね。3章はここまでです。非常に長かったのですがけれども時間の都合もありますから、4章へ入りたいと思います。

(事務局説明：第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画（中間案）第4章について)

委員長：第4章のところの説明がありました。

一つは、教育・保育の確保、そのことについての説明、それからもう一つ地域子ども・子育て支援事業についての説明です。85ページから88ページまでが地域保育の問題、89ページからが子育て支援事業の説明でした。

簡単に説明を補足しますと、この表の見方ですが、例えば今、説明にあった85ページの1号認定のところを見ると、事前にアンケート調査をして利用するかどうかという数を聞き、この量の見込み(A)が算出されています。これに対し市としてこれだけ確保できますという数を掲載したものが確保方策(B)になります。

(B)から(A)を差し引いたとき、これがマイナスになっているとサービスを希望する量が受け入れる体制を超えるため、至急に何とかしなければいけないという意味です。それが先ほど出てきた3号認定の0歳児とか、放課後児童健全育成のところ、令和2年、3年あたりはマイナスになっていますが、最終的に計画が終了する令和6年には解消することができるということを意味しています。ですから、マイナスになっているところが少なければ、計画どおり利用する人がいても、それに対応できるということを表しています。

また、89ページが地域子育て支援の具体的な内容です。時間外保育や、放課後児童健全育成、ショートステイとか、市で取り組んでいる事柄について見込み量や確保方策が、計画どおり進めば見込み量を賄うことができるというのが、この表の結果だと思いますが、このことについてご意見を聞かせてください。

委員：87ページの3号認定の量の見込みに対する確保方策のところと、90ページの放課後児童健全育成事業について、90ページのほうが顕著かなと思うのですが、確保方策の内容では校区児童の受け入れ体制を整備しますと書かれており、結局マイナスがなくなっていくのは量の見込みである子どもの人数が減ってくるが故で、新たに開設するなどの措置を講じずとも解消されてくるというふうに見込まれているということによろしいのですね。

事務局：新たに新設をするといった具体的な話はまだできておりません。当面の間はその数字からいきますと、子どもの数が減ってくるであろうと思わせていただいているのですが、状況により

まして検討を進めていきたいと考えております。

委員：自分の子どもも学童保育で2人お世話になりました。親としては心配なので6年生までずっと学童保育でお世話になれるほうが安心なのですが、子どもはこの数字のとおり高学年になってくるともう行きたがらないのです。だから低学年の間は親も希望するし子どもも安心だし必要数の確保はいただきたいが、子どもさんが減ってくるのではと見込まれてのことだったらもうこれは仕方がないのかなと思います。

委員長：とにかく子どもが増えるという予測が全くないのです。ですから子どもが減っていく中で既存の施設をどう利用していくかということがこれから大きな課題になりますので、改めて大きな建物を建てていくことよりは、既存の施設をどの様に利用すれば、子どもたちが快適な生活を送れるかというところでの議論になるかなと思います。ほかはどうでしょう。よろしいですか。

委員：この87ページの3号認定のマイナス9というのは、見込みが減ってくる可能性もあるのだけれども、このままだと9人に入園を待ってもらうということですか。

事務局：ご説明させていただいたとおり、ニーズ調査の結果が228名であり、このニーズ調査につきましては利用を希望されている数であり、実際にサービスを利用される人数は希望数より少ないのが現状です。昨年度の実績では利用者は175名でしたので、マイナス9人とは出ているのですが、概ね入所いただけるのかなという状況ではあります。

委員：子どもを預けるところがなくてどうしようといった危機感を持つ親がいたらと思ったもので気になりました。今の状況だったら大丈夫だということですね。

事務局：大丈夫だと考えております。

委員長：量の見込みについては、あくまでもアンケートのレベルなんです。ですが実際に蓋開けてみるとやっぱり違うのです。例えば、一時保育とか病児保育になると、利用するかどうかは実際そうってみないとわからないです。制度があるなら利用したいと思っていても実際に利用するかどうかはまた別の問題となります。だから、量の見込みはどうしても多くなるきらいはあります。その辺の調整をしていくことも2期目では必要になる。1期目では希望者と実際の利用者数が乖離していることが判ったものですから、今回は大体の予想がつくのです。

また、98ページが一体化に向けて、保育園、幼稚園のほかに、新たに制度の中で位置づけられたのが、認定こども園ということで、今回の調査を見ても認定こども園を利用する、あるいは利用したいという方たちが増えてきている傾向があるのは事実です。これから認定こども園の理解が広がっていくと少し動向が変化してくるかなと思っています。それに当たっていろいろ基本的な考え方とか連携等について書かれています。次に保育の無償化について予想されている幼稚園の預かり保育について、また、次のページに総合的な子どもの放課後対策の推進が出ています。

ここまでよろしいですかね。何かご質問はありますか。

委員：102 ページの放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画のところ、1カ所増やす計画があるみたいですが、もともとの放課後子ども教室の3カ所がどこにあるのかがわからなくて、もう1カ所増やすのであればどこに計画しているのかなと気になりました。

事務局：担当課が本日は参加させていただいていないのですが、現在、柘植と西柘植と成和東で子ども教室を実施しています。増やすにあたって具体的なところが決まっているわけではなく、目標としてもう少し増やしたいという計画に止まっておりまして、具体的なことはこれから状況を見て決定すると思っています。

委員長：小学校で保護者の方たちに、どこで子ども教室を実施しているか周知されていますか。場所が全然わからないということを知ると周知を学校では全然されていないのでしょうか。

事務局：西柘植は学校の教室を利用して実施しておりますので、学校に通われているお子さんの保護者については知っていただいていると思いますし、実際に実施している地域については、対象をその地域のお子さんとしているので、全市的には行き届いていないのかもしれませんが。

委員：100 ページの②番の幼稚園の預かり保育を利用する子どもについてなんですけど、この幼稚園の対象は伊賀市内の3カ所ともですか。

事務局：幼稚園としては3カ所ございますけれども、預かり保育の制度を実施しているのは公立幼稚園以外になります。

委員長：せっかくいいことをしているわけですから、この計画が、市民の方たちに周知されていくことが大切だと思います。104 ページ5章の計画推進でホームページ等を活用し本計画の内容を公表し市民への周知徹底を図りますとされていますが、必ずしもみんながホームページを見られる環境にあるわけではないので、学校とか保育園などいろんなところを通してうまく伝えていける努力を求められてくるのではないかなと思います。

今回の事業計画ということで内容について委員の方々にお諮りしました。ご意見も含め、この会議を通してご承認いただいたという形になりますが、何かご意見等ありますか。

委員：うちは幼稚園では預かり保育をしていますが、どうしても働かないといけないご家庭もあるとは思いますが、子どもを0歳、6カ月、1歳から預かりますと、器ばかりを広げてしまうと、育児放棄ではないですがそういう方に行きがち傾向がある気がします。園から「もっと子どもとの時間、大切にしましょうね」と発信しても、親からは、「今日はテーマパークへ連れていきました」「どこどこに行って何かしてきました」と返事が返ってきます。そういうことをお願いしているわけではないのですが、育児放棄的な形になるのがすごく怖いかなと思います。

委員長：今、委員が言われたことのですけども、44ページの第2章に、計画の基本的な考え方として「計画の基本理念のところ、子育てとは本来、保護者が第一義的な責任のもとで行うと書いてあります。これは確か法律にもこの表現が出ていたと思います。今、委員が心配されていることについてはきちんと文章化されていますので、こういったことも伝えていく努力は必要です。あくまでも親が、保護者が責任を持って育てていくべきで、それを支えていくのが子育て支援だと思っています。他は、どうでしょうか、全体としては何かありますか。

それでは、今回この事業計画案について説明を受けた分については承認されたということとします。ありがとうございました。

次に、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

(事務局説明：今後のスケジュールについて)

委員長：1期目の事業計画をつくった時の経緯から補足をさせていただくと、説明のあった事業計画案をこの会議で議論しまして承認しましたが、これは我々委員だけで決めるものではなく、一般市民の方たちの意見も参考にすることが前提になっています。それが説明のあったパブリックコメントです。多くの市民の方たちの意見をさらに聞いて、この計画に活かしていくという形になりますので、まさに市をあげての事業計画、子育て支援事業になるということです。特定の人が集まって決めているわけではないのです。一人ひとりのニーズに目を向けていこうという性格なのだということをぜひご理解いただきたいと思います。

それでは報告事項をよろしくをお願いします。

(事務局説明：資料3 保育所(園)あり方検討部会進捗状況について)

委員長：ありがとうございました。

これで本日の議題と報告の全てが終了したという形になります。

その他何かございますか。

事務局：今年度、第4回の会議につきましては、年明け1月下旬から2月上旬を予定しています。本日も確認いただきました中間案のパブリックコメントの結果等を踏まえた最終案をお諮りさせていただき予定をさせていただきます。日時等につきましては改めてご通知申し上げますので、次回もどうぞよろしくお願いいたします。また、子ども・子育て支援事業全般につきまして、お気づきの点等ございましたら、こども未来課までご連絡いただけたらと思います。

委員長：長い時間いろいろご議論いただきありがとうございました。また次回もどうぞよろしくお願いいたします。それでは終了させていただきます。ご苦労さまでした。

(閉会)